

美作監査第38号

平成28年8月29日

美作市長 萩原 誠 司 殿

美作市監査委員	窪 田	功
同	高 田	修 平
同	松 本	妙 子
同	安 本	博 則

平成27年度美作市公営企業会計決算審査意見について

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成27年度美作市公営企業会計決算及び各証書類その他関係書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。



平成27年度

美作市公営企業会計決算審査意見書

美作市水道事業会計

美作市病院事業会計

美作市下水道事業会計

美作市監査委員



## 目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	美作市水道事業会計	2
	(1) 事業概要	2
	(2) 予算の執行状況	2
	(3) 経営成績	4
	(4) 財政状況	6
	(5) むすび	8
2	美作市病院事業会計	9
	(1) 事業概要	9
	(2) 予算の執行状況	9
	(3) 経営成績	11
	(4) 財政状況	13
	(5) むすび	15
3	美作市下水道事業会計	21
	(1) 事業概要	21
	(2) 予算の執行状況	22
	(3) 経営成績	27
	(4) 財政状況	30
	(5) むすび	32

- (注) ① 説明文中の金額は原則として千円単位で表し、千円未満については四捨五入した。  
このため計数が一致しないことがある。
- ② 比率・割合は、原則として小数点第2位を四捨五入した。このため計数が一致しない場合がある。
- ③ 各表中比較増減の減は、△印で表示した。
- ④ 1.事業概要、2.予算執行状況は消費税込みで示し、3.経営成績、4.財政状況は消費税抜きで表示した。
- ⑤ 「0.0」は、該当数値はあるが表示単位未満のものである。
- ⑥ 「-」は、該当数値のないもの又は比率が0のものである。
- ⑦ 「皆増」は、前年度に数値がなく全額増加したものである。
- ⑧ 「皆減」は、当該年に数値がなく全額減少したものである。

【添付資料】

資料1：美作総務48号「平成27年度定期監査（第2次）結果報告書に対する措置について（通知）」（抄）

資料2：「第153回国会 厚生労働委員会 第6号 会議録」（抄）（衆議院ホームページより）

資料3：平成12年度決算検査報告「国立病院等における医師会費の国費負担を適切なものにするよう改善させたもの」（会計検査院ホームページより）

# 平成 27 年度美作市公営企業会計決算審査意見

## 第 1 審査の対象

平成 27 年度 美作市水道事業会計決算  
平成 27 年度 美作市病院事業会計決算  
平成 27 年度 美作市下水道事業会計決算

## 第 2 審査の期間

平成 28 年 7 月 12 日から平成 28 年 8 月 29 日まで

## 第 3 審査の方法

審査にあたっては、各会計歳入歳出決算書及び付属書類が関係法令に適合して作成されているかどうかを確認し、これらの計数について関係諸帳簿及び関係資料を照査し、担当職員の説明を聴取して比較分析等の検討を加えて審査した。

## 第 4 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書及びその他関係諸帳簿等はいずれも関係法令に準拠して作成され、計数は符合し正確であり、予算の執行はおおむね適正であることを認めた。

なお、各事業の決算概要及びこれに対する審査意見は次のとおりであるが、美作市病院事業会計については、審査意見の合議が整わず審査結果が明確にならなかった。審査の透明性を高める観点から、合議の過程における各監査委員の見解を付記することとする。

## 1 美作市水道事業会計

### (1) 事業概要

1年間の業務実績は次表のとおりである。

区 分	単位	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減	前年度対比
給 水 人 口	人	21,039	21,405	△ 366	98.3%
加 入 戸 数	戸	11,215	11,231	△ 16	99.9%
給 水 戸 数	戸	9,959	9,987	△ 28	99.7%
給水中止戸数	戸	1,256	1,244	12	101.0%
総 配 水 量	m <sup>3</sup>	3,156,808	3,132,620	24,188	100.8%
有 収 水 量	m <sup>3</sup>	2,544,996	2,517,808	27,188	101.1%
有 収 率	%	80.62	80.37	0.25	

### (2) 予算の執行状況

当年度の予算執行状況は次のとおりである。

#### ① 収益的収入及び支出

(収入)

(単位：円・%)

区 分	予算額	決算額	収入率	予算額に比べ 決算額の増減
水 道 事 業 収 益	645,936,000	609,715,052	94.4	△ 36,220,948
営 業 収 益	617,371,000	580,925,869	94.1	△ 36,445,131
営 業 外 収 益	28,565,000	28,789,183	100.8	224,183

(支出)

(単位：円・%)

区 分	予算額	決算額	執行率	不用額
水 道 事 業 費 用	652,466,000	563,284,890	86.3	89,181,110
営 業 費 用	609,910,000	523,984,349	85.9	85,925,651
営 業 外 費 用	38,956,000	38,954,643	100.0	1,357
特 別 損 失	600,000	345,898	57.6	254,102
予 備 費	3,000,000	0	—	3,000,000

収益的収入決算額 609,715 千円の内訳は営業収益 580,926 千円、営業外収益 28,789 千円であり、予算額 645,936 千円に対し 94.4%の収入率になっている。

収益的支出決算額 563,285 千円の内訳は営業費用 523,984 千円、営業外費用 38,955 千円、特別損失 346 千円であり、予算額 652,466 千円に対し 86.3%の執行率となっている。

② 資本的収入及び支出

(収入)

(単位：円・%)

区 分	予算額	決算額	収入率	予算額に比べ 決算額の増減
資 本 的 収 入	3,527,000	6,659,000	188.8	3,132,000
出 資 金	827,000	827,000	100.0	0
負 担 金	2,700,000	5,832,000	216.0	3,132,000

(支出)

(単位：円・%)

区 分	予算額	決算額	翌年度繰越額	執行率	不用額
資 本 的 支 出	285,272,000	254,389,026	0	89.2	30,882,974
建 設 改 良 費	227,064,000	196,181,439	0	86.4	30,882,561
企 業 債 償 還 金	58,208,000	58,207,587	0	100.0	413

資本的収入決算額 6,659 千円の内訳は出資金が 827 千円、負担金が 5,832 千円で、予算に対する収入率は 188.8%となっている。

資本的支出決算額 254,389 千円の内訳は建設改良費が 196,181 千円、企業債償還金が 58,208 千円で、予算に対する執行率は 89.2%である。

### (3) 経営成績

#### ① 損益計算書

当年度の経営の成績は次の「損益計算書」のとおりである。

(単位：円・%)

科 目	平成 27 年度		平成 26 年度		増 減	前年度 対 比
	金 額	構成比	金 額	構成比		
営 業 収 益	538,018,500	94.9	544,489,335	94.9	△ 6,470,835	△ 1.2
給 水 収 益	519,766,875	91.7	515,248,250	89.8	4,518,625	0.9
受 託 工 事 収 益	1,003,124	0.2	10,792,651	1.9	△ 9,789,527	△ 90.7
その 他 の 営 業 収 益	17,248,501	3.0	18,448,434	3.2	△ 1,199,933	△ 6.5
営 業 費 用	512,039,780	95.7	532,771,803	94.1	△ 20,732,023	△ 3.9
原 水 及 び 浄 水 費	64,032,065	12.0	75,733,186	13.4	△ 11,701,121	△ 15.5
配 水 及 び 給 水 費	59,131,083	11.0	63,508,466	11.2	△ 4,377,383	△ 6.9
受 託 工 事 費	653,000	0.1	9,614,000	1.7	△ 8,961,000	△ 93.2
総 係 費	154,994,003	29.0	150,795,847	26.6	4,198,156	2.8
減 価 償 却 費	206,620,263	38.6	192,441,371	34.0	14,178,892	7.4
資 産 減 耗 費	26,107,936	4.9	40,006,303	7.1	△ 13,898,367	△ 34.7
そ の 他 営 業 費 用	501,430	0.1	672,630	0.1	△ 171,200	△ 25.5
営 業 利 益	25,978,720	—	11,717,532	—	14,261,188	121.7
営 業 外 収 益	28,789,183	5.1	29,432,536	5.1	△ 643,353	△ 2.2
受 取 利 息 及 び 配 当 金	843,667	0.1	740,405	0.1	103,262	13.9
他 会 計 補 助 金	4,023,000	0.7	4,480,000	0.8	△ 457,000	△ 10.2
長 期 前 受 金 戻 入	23,922,516	4.2	24,212,131	4.2	△ 289,615	△ 1.2
営 業 外 費 用	22,924,903	4.3	25,538,118	4.5	△ 2,613,215	△ 10.2
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	22,846,243	4.3	24,888,532	4.4	△ 2,042,289	△ 8.2
雑 支 出	78,660	0.0	649,586	0.1	△ 570,926	△ 87.9
経 常 利 益	31,843,000	—	15,611,950	—	16,231,050	104.0
特 別 損 失	320,277	0.1	7,848,356	1.4	△ 7,528,079	△ 95.9
過 年 度 損 益 修 正 損	320,277	0.1	7,848,356	1.4	△ 7,528,079	△ 95.9
当 年 度 純 利 益	31,522,723	—	7,763,594	—	23,759,129	306.0
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金	513,486	—	200,444	—	313,042	—
そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金 変 動 額	0	—	1,549,448	—	△ 1,549,448	—
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	32,036,209	—	9,513,486	—	22,522,723	236.7

(注) 構成比は総収益、総費用に対する比率である。

(ア) 営業損益

営業収益 538,019 千円から営業費用 512,040 千円を控除した営業利益は、25,979 千円となっている。

(イ) 経常損益

営業利益に営業外収益 28,789 千円及び営業外費用 22,925 千円を加減した経常利益は 31,843 千円となっている。

(ウ) 純損益

経常利益に特別損失 320 千円を控除した当年度純利益は、31,523 千円となっている。

この額に前年度繰越利益剰余金 513 千円を加えた 32,036 千円が当年度末処分利益剰余金となっている。

② 労働生産性について

労働生産性を示す指標は次のとおりである。

項 目	単位	平成 27 年度	平成 26 年度	増減	前年度対比
職員一人当たり有収水量	m <sup>3</sup>	181,785	193,678	△ 11,893	△ 6.1
職員一人当たり営業収益	円	38,358,241	41,053,591	△2,695,350	△ 6.6
職員一人当たり給水人口	人	1,503	1,647	△ 144	△ 8.8

労働生産性は対前年度比で、有収水量が 6.1%、営業収益が 6.6%、給水人口は 8.8%と低下している。

③ 未収金の状況について

水道料金未収金の内訳は次表のとおりである。

(単位：円)

区 分		平成 27 年度	平成 26 年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
現年度分	美作地区	5,687,248	5,984,118	△ 296,870	△ 5.0
	作東地区	3,809,642	1,964,921	1,844,721	93.9
	英田地区	938,168	945,370	△ 7,202	△ 0.8
	計	10,435,058	8,894,409	1,540,649	17.3
過年度分	美作地区	6,996,741	6,794,912	201,829	3.0
	作東地区	5,939,119	5,990,747	△ 51,628	△ 0.9
	英田地区	765,807	816,165	△ 50,358	△ 6.2
	計	13,701,667	13,601,824	99,843	0.7
合 計		24,136,725	22,496,233	1,640,492	7.3

平成 27 年度末現在の水道料金の未収金は、24,137 千円であり、前年度と比べ 1,640 千円(7.3%)増加している。

#### (4) 財政状況

① 財政の状況を前年度と比較すると、次表のとおりである。

資産の部

(単位：円・%)

科 目	平成 27 年度		平成 26 年度		対前年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増 減	増減率
固 定 資 産	4,038,134,554	76.4	4,089,213,272	74.9	△ 51,078,718	△ 1.2
有 形 固 定 資 産	4,009,341,250	75.9	4,054,839,320	74.2	△ 45,498,070	△ 1.1
土 地	199,888,821	3.8	199,888,821	3.7	0	—
建 物	167,536,612	3.2	173,404,513	3.2	△ 5,867,901	△ 3.4
構 築 物	2,850,017,866	53.9	2,905,941,790	53.2	△ 55,923,924	△ 1.9
機 械 及 び 装 置	778,873,327	14.7	758,813,716	13.9	20,059,611	2.6
車 両 運 搬 具	4,537,355	0.1	5,884,415	0.1	△ 1,347,060	△ 22.9
工 具 器 具 及 び 備 品	8,487,269	0.2	10,906,065	0.2	△ 2,418,796	△ 22.2
無 形 固 定 資 産	28,793,304	0.5	34,373,952	0.6	△ 5,580,648	△ 16.2
水 利 権	1,920,000	0.0	2,450,000	0.0	△ 530,000	△ 21.6
施 設 利 用 権	5,444,904	0.1	6,586,752	0.1	△ 1,141,848	△ 17.3
ソ フ ト 使 用 権	21,428,400	0.4	25,337,200	0.5	△ 3,908,800	△ 15.4
流 動 資 産	1,246,477,544	23.6	1,373,950,716	25.1	△ 127,473,172	△ 9.3
現 金 預 金	1,202,165,335	22.7	1,314,433,157	24.1	△ 112,267,822	△ 8.5
未 収 金	23,149,925	0.4	42,503,815	0.8	△ 19,353,890	△ 45.5
貯 蔵 品	21,024,584	0.4	16,508,242	0.3	4,516,342	27.4
前 払 金	137,700	0.0	141,750	0.0	△ 4,050	△ 2.9
仮 払 金	0	0.0	363,752	0.0	△ 363,752	皆減
資 産 合 計	5,284,612,098	100.0	5,463,163,988	100.0	△ 178,551,890	△ 3.3

負債及び資本の部

(単位：円・%)

科 目	平成 27 年度		平成 26 年度		対前年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増 減	対 比
固 定 負 債	625,323,579	11.8	683,531,166	12.5	△ 58,207,587	△ 8.5
企業債(建設改良等企業債)	616,280,747	11.7	674,488,334	12.3	△ 58,207,587	△ 8.6
引当金(修繕引当金)	9,042,832	0.2	9,042,832	0.2	0	—
流 動 負 債	127,492,699	2.4	261,664,209	4.8	△ 134,171,510	△51.3
未 払 金	72,408,542	1.4	210,823,903	3.9	△ 138,415,361	△65.7
預 り 金	46,546,157	0.9	43,116,306	0.8	3,429,851	8.0
引 当 金	8,538,000	0.2	7,724,000	0.1	814,000	10.5
繰 延 収 益	558,305,582	10.6	582,228,098	10.7	△ 23,922,516	△ 4.1
長 期 前 受 金	558,305,582	10.6	582,228,098	10.7	△ 23,922,516	△ 4.1
資 本 金	3,641,988,979	68.9	3,641,161,979	66.6	827,000	0.0
自 己 資 本 金	3,603,227,309	68.2	3,603,227,309	66.0	0	—
一 般 会 計 出 資 金	38,761,670	0.7	37,934,670	0.7	827,000	2.2
剰 余 金	331,501,259	6.3	294,578,536	5.4	36,922,723	12.5
資 本 剰 余 金	111,465,050	2.1	106,065,050	1.9	5,400,000	5.1
保 険 金	21,820,050	0.4	21,820,050	0.4	0	—
そ の 他 剰 余 金	89,645,000	1.7	84,245,000	1.5	5,400,000	6.4
利 益 剰 余 金	220,036,209	4.2	188,513,486	3.5	31,522,723	16.7
減 債 積 立 金	65,000,000	1.2	56,000,000	1.0	9,000,000	16.1
建 設 改 良 積 立 金	123,000,000	2.3	123,000,000	2.3	0	—
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	32,036,209	0.6	9,513,486	0.2	22,522,723	236.7
負 債 ・ 資 本 合 計	5,284,612,098	100.0	5,463,163,988	100.0	△ 178,551,890	△ 3.3

資産総額は5,284,612千円で、内訳は固定資産が4,038,135千円、流動資産が1,246,477千円である。

資産の調達資金源を示す負債及び資本の構成は、固定負債が625,323千円、流動負債が127,493千円、繰延収益が558,306千円、資本金が3,641,989千円、剰余金が331,501千円となっており、負債及び資本の総額は5,284,612千円である。

## (5) む す び

### ① 業務実績について

水道事業は、地域住民のライフラインとして低廉で清浄な水道水を常時安定供給して行くことが使命であるが、水需要は人口の減少、節水意識の向上により減少傾向にある。

本年度末における給水人口は 21,039 人、給水戸数は 9,959 戸で、前年度と比較すると給水人口は 366 人、給水戸数は 28 戸減少している。

年間総配水量は 3,156,808 m<sup>3</sup>、有収率は 80.62% で、前年度と比較すると、配水量は 24,188 m<sup>3</sup>増加、有収率は 0.25 ポイント上昇している。

労働生産性は全ての指数が前年度より低下している。これは、職員数の増員によるところが大きい。

また、本年度においても、電気設備の制御盤及び水道管等の基幹設備の更新を実施し安心・安定・安全な給水の確保に努めている。

一方、本年度における経常収支比率は 105.95% で、純利益 31,523 千円が計上されている。

水道は、生活及び社会経済活動を支える基盤施設であると共に、「安全で安心な水道水」の安定的な供給は、快適な生活の実現及び社会の経済の維持・発展に不可欠なものとなっている。

### ② 意見及び指摘事項

今後、高度経済成長期に建設した施設、管路が更新時期を迎えることから、更新費用の増加が見込まれるため、引き続き最小経費で最大効果を得るための検討をしながら、一層の経費削減と市民の負担の公平性の観点から新たな未収金の発生抑止に努めるなど、引き続き収入未済額の縮減に努められたい。

また、社会情勢の変化による需要の動向等を見据えながら、効果的な計画を図り、経営の効率化推進の努力を望む。

なお、水道料金については、上水道と簡易水道施設（区域）で差異残っているため、利用者の負担公平と今後の安定した施設運営の観点から計画的な見直しを望む。

## 2 美作市病院事業会計

### (1) 事業概要

1年間の業務実績は次表のとおりである。

区 分	単位	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減	前年度対比
入 院	人	22,856	24,753	△ 1,897	92.3%
外 来	人	32,065	33,502	△ 1,437	95.7%
病院事業収益	円	953,751,274	998,943,378	△ 45,192,104	95.5%
病院事業費用	円	858,201,269	1,056,886,382	△ 198,685,113	81.2%
当年度純利益	円	95,550,005	△ 57,943,004	153,493,009	△ 164.9%

### (2) 予算の執行状況

当年度の予算執行状況は次のとおりである。

#### ① 収益的収入及び支出

(収入)

(単位：円・%)

区 分	予 算 額	決 算 額	収入率	予算額に比べ 決算額の増減
病院事業収益	979,851,000	953,751,274	97.3	△ 26,099,726
医業収益	778,159,000	751,150,189	96.5	△ 27,008,811
医業外収益	201,691,000	202,601,085	100.5	910,085
特別利益	1,000	0	—	△ 1,000

(支出)

(単位：円・%)

区 分	予 算 額	決 算 額	執行率	不用額
病院事業費用	959,578,000	858,201,269	89.4	101,376,731
医業費用	927,491,000	834,364,918	90.0	93,126,082
医業外費用	29,086,000	23,836,351	82.0	5,249,649
特別損失	1,000	0	—	1,000
予備費	3,000,000	0	—	3,000,000

収益的収入決算額 953,751 千円の内訳は医業収益 751,150 千円、医業外収益 202,601 千円であり、予算額 979,851 千円に対し 97.3%の収入率となっている。

収益的支出決算額 858,201 千円の内訳は医業費用 834,365 千円、医業外費用 23,836 千円であり、予算額 959,578 千円に対し 89.4%の執行率となっている。

② 資本的収入及び支出

(収入)

(単位：円・%)

区 分	予 算 額	決 算 額	収入率	予算額に比べ 決算額の増減
資 本 的 収 入	247,008,000	247,006,000	100.0	△ 2,000
一般会計出資金	46,776,000	46,776,000	100.0	0
投資償還金	200,230,000	200,230,000	100.0	0
国保特別会計負担金	1,000	0	—	△ 1,000
県 補 助 金	1,000	0	—	△ 1,000

(支出)

(単位：円・%)

区 分	予 算 額	決 算 額	執行率	不用額
資 本 的 支 出	285,816,000	285,980,330	100.1	△ 164,330
建設改良費	9,413,000	8,917,560	94.7	495,440
企業債償還金	76,403,000	76,402,770	100.0	230
投 資	200,000,000	200,660,000	100.3	△ 660,000

資本的収入決算額 247,006 千円で、予算に対する収入率は 100.0%である。

資本的支出決算額は 285,980 千円で建設改良費が 8,917 千円、企業債償還金が 76,403 千円、投資が 200,660 千円で、予算に対する執行率は建設改良費 94.7%、企業債償還金 100.0%、投資 100.3%である。

### (3) 経営成績

#### ① 損益計算書

当年度の経営の成績は次の「損益計算書」のとおりである。

(単位：円・%)

科 目	平成 27 年度		平成 26 年度		対 前 年 度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増 減	対 比
医 業 収 益	747,824,947	78.7	797,764,895	80.1	△ 49,939,948	△ 6.3
入院収益	459,205,982	48.3	497,299,737	50.0	△ 38,093,755	△ 7.7
外来収益	200,521,158	21.1	212,617,185	21.4	△ 12,096,027	△ 5.7
その他医業収益	88,097,807	9.3	87,847,973	8.8	249,834	0.3
医 業 費 用	823,082,835	96.0	847,479,381	79.9	△ 24,396,546	△ 2.9
給与費	559,827,926	65.3	561,577,174	53.0	△ 1,749,248	△ 0.3
材料費	81,299,828	9.5	94,434,330	8.9	△ 13,134,502	△ 13.9
経費	99,137,788	11.6	110,318,598	10.4	△ 11,180,810	△ 10.1
減価償却費	82,617,777	9.6	80,225,540	7.6	2,392,237	3.0
資産減耗費	25,447	0.0	731,372	0.1	△ 705,925	△ 96.5
研究研修費	174,069	0.0	192,367	0.0	△ 18,298	△ 9.5
医 業 損 失	75,257,888	—	49,714,486	—	25,543,402	51.4
医 業 外 収 益	202,497,959	21.3	197,723,231	19.9	4,774,728	2.4
受取利息及び配当金	845,734	0.1	777,009	0.1	68,725	8.8
他会計補助金	172,554,000	18.2	173,157,000	17.4	△ 603,000	△ 0.3
国・県補助金	4,986,000	0.5	4,189,000	0.4	797,000	19.0
患者外給食収益	277,464	0.0	713,068	0.1	△ 435,604	△ 61.1
長期前受金戻入	21,570,180	2.3	16,557,511	1.7	5,012,669	30.3
その他医業外収益	2,264,581	0.2	2,329,643	0.2	△ 65,062	△ 2.8
医 業 外 費 用	34,455,280	4.0	39,772,426	3.8	△ 5,317,146	△ 13.4
支払利息及び企業債取扱諸費	15,139,294	1.8	16,349,528	1.5	△ 1,210,234	△ 7.4
患者外給食材料費	201,507	0.0	411,789	0.0	△ 210,282	△ 51.1
院内保育所運営費	1,409,788	0.2	—	—	1,409,788	皆増
雑支出	12,369,691	1.4	17,676,109	1.7	△ 5,306,418	△ 30.0
長期前払消費税勘定償却費	5,335,000	0.6	5,335,000	0.5	0	0.0
経 常 利 益	92,784,791	—	108,236,319	—	△ 15,451,528	△ 14.3
特 別 損 失	—	—	173,072,909	16.3	△ 173,072,909	皆減
当年度純利益(損失)	92,784,791	—	△ 64,836,590	—	157,621,381	△ 243.1
前年度繰越利益剰余金	714,994,379	—	779,830,969	—	△ 64,836,590	△ 8.3
当年度末処分利益剰余金	807,779,170	—	714,994,379	—	92,784,791	13.0

(注) 構成比は総収益、総費用に対する比率である。

(ア) 医業損益

医業収益 747,825 千円から医業費用 823,083 千円を控除した医業損失は 75,258 千円となっている。

(イ) 経常損益

医業損失に医業外収益 202,498 千円及び医業外費用 34,455 千円を加減した経常利益は 92,785 千円となっている。

(ウ) 純利益

当年度純利益は 92,785 千円となっている。

前年度繰越利益剰余金 714,994 千円に当年度純利益を加算した 807,779 千円が当年度未処分利益剰余金となっている。

③ 未収金について

平成 27 年度末現在の美作市病院事業会計における患者負担金の未収金の状況は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

区 分		平成 27 年度	平成 26 年度	対前年度比較	
		金額	金額	増減額	増減率
現 年 度 分	入 院	4,804,704	3,558,599	1,246,105	35.0
	外 来	282,818	183,396	99,422	54.2
	事 故	249,671	279,001	△ 29,330	△ 10.5
	介 護	105,556	146,725	△ 41,169	△ 28.1
	計	5,442,749	4,167,721	1,275,028	30.6
過 年 度 分	入 院	2,842,154	2,453,294	388,860	15.9
	外 来	298,595	318,815	△ 20,220	△ 6.3
	事 故	0	0	0	—
	介 護	0	0	0	—
	計	3,140,749	2,772,109	368,640	13.3
合 計		8,583,498	6,939,830	1,643,668	23.7

平成 27 年度末現在の患者負担金の未収金は 8,583 千円であり、前年度と比べ 1,643 千円 (23.7%) 増加している。

#### (4) 財政状況

① 財政の状況を前年度と比較すると、次表のとおりである。

資産の部

(単位：円・%)

科 目	平成 27 年度		平成 26 年度		対 前 年 度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増 減	増減率
固 定 資 産	2,023,032,822	59.1	2,102,298,599	62.1	△ 79,265,777	△ 3.8
有形固定資産	1,775,455,151	51.9	1,849,815,928	54.6	△ 74,360,777	△ 4.0
土 地	5,861,552	0.2	5,861,552	0.2	0	—
建 物	1,689,597,148	49.4	1,743,368,618	51.5	△ 53,771,470	△ 3.1
構 築 物	4,874,362	0.1	8,837,076	0.3	△ 3,962,714	△ 44.8
機 械 備 品	73,595,382	2.2	89,590,046	2.6	△ 15,994,664	△ 17.9
車 両 運 搬 具	1,526,707	0.0	2,158,636	0.1	△ 631,929	△ 29.3
投 資	247,577,671	7.2	252,482,671	7.5	△ 4,905,000	△ 1.9
投資有価証券	200,660,000	5.9	200,230,000	5.9	430,000	0.2
長期前払消費税	46,917,671	1.4	52,252,671	1.5	△ 5,335,000	△ 10.2
流 動 資 産	1,397,994,096	40.9	1,284,662,253	37.9	113,331,843	8.8
現 金 預 金	1,280,023,886	37.4	1,132,817,000	33.4	147,206,886	13.0
未 収 金	115,351,076	3.4	148,668,913	4.4	△ 33,317,837	△ 22.4
貯 蔵 品	2,605,984	0.1	3,176,340	0.1	△ 570,356	△ 18.0
前 払 金	13,150	0.0	—	—	13,150	皆増
資 産 合 計	3,421,026,918	100.0	3,386,960,852	100.0	34,066,066	1.0

負債及び資本の部

(単位円・%)

科 目	平成 27 年度		平成 26 年度		対 前 年 度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増 減	増減率
固 定 負 債	868,540,267	25.4	971,890,265	28.7	△ 103,349,998	△ 10.6
企 業 債	695,717,328	20.3	796,738,485	23.5	△ 101,021,157	△ 12.7
引 当 金	172,822,939	5.1	175,151,780	5.2	△ 2,328,841	△ 1.3
退職給与引当金	144,333,189	4.2	149,162,030	4.4	△ 4,828,841	△ 3.2
特別修繕引当金	28,489,750	0.8	25,989,750	0.8	2,500,000	9.6
流 動 負 債	95,400,853	2.8	75,975,400	2.2	19,425,453	25.6
企 業 債	27,770,100	0.8	3,151,713	0.1	24,618,387	781.1
未 払 金	41,259,520	1.2	46,198,687	1.4	△ 4,939,167	△ 10.7
引当金(賞与引当金)	26,308,000	0.8	26,625,000	0.8	△ 317,000	△ 1.2
預 り 金	63,233	0.0	—	—	63,233	皆増
繰延収益(長期前受金)	269,105,864	7.9	290,676,044	8.6	△ 21,570,180	△ 7.4
資 本 金	1,266,967,295	37.0	1,220,191,295	36.0	46,776,000	3.8
自 己 資 本 金	1,266,967,295	37.0	1,220,191,295	36.0	46,776,000	3.8
剰 余 金	921,012,639	26.9	828,227,848	24.5	92,784,791	11.2
資 本 剰 余 金	49,253,665	1.4	49,253,665	1.5	0	0.0
国・県補助金	6,084,760	0.2	6,084,760	0.2	0	0.0
負 担 金	43,168,905	1.3	43,168,905	1.3	0	0.0
利 益 剰 余 金	871,758,974	25.5	778,974,183	23.0	92,784,791	11.9
減 債 積 立 金	55,000,000	1.6	55,000,000	1.6	0	0.0
利 益 積 立 金	8,979,804	0.3	8,979,804	0.3	0	0.0
当年度未処分利益剰余金	807,779,170	23.6	714,994,379	21.1	92,784,791	13.0
負 債 ・ 資 本 合 計	3,421,026,918	100.0	3,386,960,852	100.0	34,066,066	1.0

資産総額は 3,421,027 千円で、内訳は固定資産が 2,023,033 千円、流動資産が 1,397,994 千円である。

資産の調達資金源を示す負債及び資本の構成は、固定負債が 868,540 千円、流動負債が 95,401 千円、繰延収益が 269,106 千円、資本金が 1,266,967 千円、剰余金が 921,013 千円となっており、負債及び資本の総額は 3,421,027 千円である。

## (5) む す び

### ① 業務実績について

本年度末における患者数は、入院が 22,856 人、外来が 32,065 人、前年度と比較すると入院が 1,897 人、外来が 1,437 人の減少となっている。

収益的には入院が前年比 38,094 千円、外来が前年比 12,096 千円の減となっている。時間外診療件数は、1,506 件、救急搬送件数は 207 件で前年度と比較すると時間外の件数は 3 件の増加、救急搬送件数は 18 件減少している。

収益的収支は、収益決算額が 950,323 千円、対前年 45,165 千円の減、費用決算額は 857,538 千円、対前年 202,787 千円の減となった。

主な内訳については、入院収益が 38,094 千円、外来収益が 12,096 千円、材料費が 13,135 千円、燃料費が 5,006 千円、委託料が 4,452 千円の減となっている。また、本年度は、前年度の地方公営企業会計制度の改正に伴う、会計基準の見直しにより発生した、特別損失 173,072 千円の計上がなくなったことから、当年度は 92,784 千円の純利益となっている。

資本的収支については、機械備品購入費として生体情報モニター等 8,918 千円で更新を行っている。また、企業債償還金 76,403 千円を執行している。

人口減少、国民総医療費の削減など病院経営をめぐる環境の厳しさに加え、医師不足や看護師不足など医療現場においても厳しい状況が続いている中で、これらの解消にむけて努力をしており、平成 22 年度より地域医療臨床研修協力病院として研修医の受入を開始している。本年度においては、研修医を 14 名、医学部実習生など 10 名を受け入れてしている。

### ② 合議の過程における各監査委員の見解

#### ア 統一見解

今後も市北部唯一の公立病院として、この病院に課せられた重大な使命を充分認識し、医師不足、看護師不足の中において努力されていることは評価するが、今後も職員一人一人が日々の自己研鑽を重ねられ業務に取り組まれることを強く望む。

#### イ 合議が整わなかった見解

下記の事項については、平成 26 年度決算審査及び平成 27 年度定期監査（第 2 次）において合議の上、不適當支出として指摘済みのものである。今回再演事項として取り上げ、詳細指摘の必要性のもとに協議を重ねたが、1 名の監査委員が今までの審査等と

は異なる新たな見解を示し、かつ審査意見の隔たりがあまりにも大きく、意見の一致をみることが出来ず合議が整わなかったため、審査の透明性を高める観点から監査委員の見解を付記することとする。

なお、合議の過程における監査委員の見解は次の2つに分かれた。

・諸会費の支出について

〔見解その1. 不適正とするもの：窪田監査委員 松本監査委員 安本監査委員〕【再演事項】

平成17年7月29日の決裁文書「美作市医師会からの申し入れについて」（起案日付未記入）により、平成17年8月から平成27年7月までの10年間、「美作市医師会会費施設会費」の名目で毎月15,000円を美作市医師会に支払ってきたが、これは上記起案文書に書かれているように、「医師会内部の問題であり行政は関知しないとの立場をとることもできる」との認識を持ちながら、起案し市長決裁を受けて支出してきたものである。

この事実関係については、平成16年9月10日岡山地裁津山支部の判決文において詳細に書かれているとおりであり、判決文に拠れば本件支出原因は、「会員の一人が県議選挙に立候補したときに、被告医師会が借り入れて同人に贈与した選挙資金を、同人が被告医師会に代わって立替払いしていたので、それを同人に返済する資金を被告医師会として用立てるために、借り入れられたものであって、『移動用CTスキャナー』を購入するというのは全くの虚偽である・・・つまり、本件借入は、被告医師会の利益よりは、代表者であった同人個人の利益を優先したとは認められるので、同人が代表者の権限を濫用したことは認められる。」というような事実に基づく支出であるとして、原告の全面勝訴となり、この判決文は平成16年10月4日付で、当時の英田郡医師会から大原病院等に送付されていることから、事実関係については十分承知していたものと認められる。

以上の事実関係を踏まえた上、監査委員としては平成26年度決算審査意見書及び平成27年度定期監査（第2次）結果報告書でも指摘し、措置を求めてきたところであるが、美作総務第48号（平成28年5月25日）による措置報告は、「指摘の支出原因については、法人総会で承認され、法人が法的責任を果たすための支出であり、法人会員としての費用負担を行ったことは違法不当とはならず、同時に地域医療に及ぼす影響等に鑑み、公益上の必要性があったと考えます。」（資料1）との措置回答であるが、そもそも医師会は医師個人で構成する団体であることから、総務省ではその会費を公金でもって支出することにさえ消極であることからしても、会費以外の本件支出については、不適正支出に該

当するものと判断する。(資料2)

そして、厚生労働省が平成13年に発出している「当該代表者の医師会費に限り国費を以って充てることができることとする。」指導への認識も欠いた措置であるというほかない。(資料2)

また、会計検査院が実施した平成12年度の決算報告(医師会費以外の公金による経費支出を認めない認定)をもわきまえない判断であり、ましてその資金の捻出方法が、前記判決文において認定されているような虚偽事実によるものであり、かつ虚偽原因(施設会費)による施設会費に基づくものであることを認識した上での支出でもある。(資料3)

以上のことから判断して、本件は不適正支出と認めるので、返還措置等するよう求める。

[見解その2. 適正とするもの：高田監査委員]

美作市と美作市医師会との関係は、学校医の委嘱、児童・生徒の健康診断、総合健診事業における検診、予防接種事業、在宅当番医事業、在宅医療連携事業等において緊密な連携を図るために協力し合っているものである。

本件施設会費を公費で支払うようになった経緯は次のとおりである。

美作市制が施行される以前のことであるが、会員の一人が岡山県議会議員選挙に立候補するに際し、医師会は、当時の英田郡医師会の名義で一金融機関から約3,000万円を借り入れ、これを同立候補者に選挙資金として提供し、同人の当選を支援したが、図らずも落選した。このため医師会は、同人に提供した資金を返還するよう申し入れをしたが、同人はこれを拒否し、岡山地方裁判所津山支部に返還拒否の提訴を行った。同裁判所は、この提訴に関し平成16年9月10日、提供した状況、金融機関からの虚偽名目の借り入れなどを理由として医師会の全面敗訴の判決を出したため、医師会はこれを不服として高等裁判所へ控訴したが、同裁判所から「当該借入は医師会としての法的責任を果たすためにも自己の借入と位置づけたのがよい」との和解勧告がなされ、医師会はこれを受け入れることとした。

こうした経緯を経て医師会は上記金融機関から借り受けた約3,000万円がそのまま同金融機関に借財として残ったもので、医師会ではこの借財を直ちに返済だけの財力が無く、その対応について幾度となく協議を行い、裁判所の和解勧告に沿うべく

- ・裁判所の和解勧告に応じるため、他の金融機関から融資を受け借財のある金融機関へ一括返済する
- ・新しく借り受けた借財の返済については、一期に返済すると赤字(財務破たん)となるので、10年の分割返済とし、それを各会員が負担する

等の基本方針を決め、平成17年6月14日開催の医師会総会において会員の賛同・承認を得、同年6月24日及び7月15日開催の医師会役員会において

- ・借財のある金融機関への返済は8月末までに同社の弁護士に支払う
- ・他の金融機関からはその履行のため3,350万円の融資を受け、返済期間10年で返済する
- ・その返済については会員が施設会費として1か月当り1機関一律15,000円を負担する
- ・新規加入の先生があれば会費、施設会費の等の納入を説明する等の詳細事項を定め、同年7月20日、会員22名に対して決議いただきました施設会議につきましては、新規借り入れ銀行の医師会口座への振り込み若しくは自動引き去りとします。8月から毎月25日として返済しますのでよろしくをお願いします

旨通知することにより各会員が毎月施設会費を負担することとなったものである。

会員が施設会費を負担しなければ、裁判所の和解勧告に応じることができず、また銀行への支払いもできず、医師会が破たんする恐れが強く、これを食い止めるために医師会の構成会員全員が出席する総会において賛同を得て詳細事項を決定して、通常医師会費は通常業務運営をする経費として使用、施設会費は、借財が残ったままでは通常業務の遂行どころではなく、借財返済のための会員が負うべき経費として使用することとして位置づけ、会費の引き上げなど不明瞭な会計体系を作らず、別会計として経理の明確化を図ったものと認められた。

美作市医師会は、平成17年3月31日の美作市制施行により英田郡医師会から名称変更されたもので、大原病院は大原町国民健康保険病院から市制施行に伴い名称変更されたもので、大原町当時から英田郡医師会の役員会員であり、積極的に医師会の運営に関与してきた経緯があり、役員会員が医師会の破たんを回避するために医師会が正式な手続きを踏んで定めた施設会費の負担を拒むことは他の会員に波及する恐れも強く、かつそこまで行ってきた医師会との学校医の委嘱、児童・生徒の健康診断、総合健診事業における検診、予防接種事業、在宅当番医事業、在宅医療連携事業等における緊密な連携体制が崩れてしまう恐れがあり、そうした事態に陥らないように負担することとしたと認められるものである。

なお、医師会会費等を公費で払うことができるとする会計検査院の平成12年度決算報告書内においては、医師会費とは、医師会に対し経費の一部として会員が納入する会費という規定の下

**(医師会及びその会費) について**

医師会は、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することなどを目的に、全国あるいは都道府県、郡市の区域等を単位に設立され、医師が会員となって組織している団体である。医師はすべて医師会に入会する資格があるが、入会するか否かについては医師個人の判断に任されている。そして、医師会に入会した場合は、原則として医師会所定の会費等（以下「医師会費」という。）を納入する必要がある。

#### **（国費による医師会費の支払）について**

厚生労働省（平成13年1月5日以前は厚生省）では国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センター（以下、これらを「国立病院等」という。）を設置し、医療等を行うために医師を配置している。そして、同省では、国立病院等の施設の運営上、医師会への入会が必要な場合は、医師会費を国費によって支払うことができる取扱いとしている。これは、国立病院等の機能を発揮する上で、地域の医療機関との連携や情報交換の円滑化を図ることが必要な場合があるとの認識によるもので、医師会への入会は個人であることから、国立病院等の長の入会について国費で負担することとしている。

#### **（指摘事項）について**

- 1) 国立病院等を代表する者以外の者について医師会費を国費で支払っていたもの  
国立病院等を代表する者のほかに、副院長や診療科医長等について医師会費を支払っていた。
- 2) 医師会費以外の経費を国費で医師会等に支払っていたもの  
医師個人の医療行為を保険の対象として医師会が取り扱っている医師賠償責任保険の保険料（以下「医賠償保険料」という。）や医師会以外の団体の会費を支払っていた。

上記1)については、代表者の医師会費を国費負担とする前記の取扱いの趣旨に沿っているとは認められず、また、2)については、個人負担とすべき費用と認められた。

#### **（当局が講じた改善の処置）**

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省では、13年10月に、国立病院等に対して通知を発し、医師会費の支払について、施設運営上必要とする場合は代表者の医師会費に限り国費で支払うことができること、医賠償保険料等は国費負担の対象とはならないことなどを明確に示し、医師会費の支払が適切に行われるよう周知徹底を図る処置を講じた。

旨の指摘をし、公的病院の代表者について医師会費を公費で支払うことができる旨を明確にし、医賠償保険料や医師会以外の団体の会費は公費で払うことはできないと指摘してい

る。

こうした会計検査院の指摘からしても、本件施設会費は医師会が総会において会員全員の賛同を得るなど正規の手続きを経て定められた借財返済のための経費であり、医師会費とは、医師会に対し経費の一部として会員が納入する会費であるということに合致するものであり、公費で支払うことができるものと認められるものである。

また、医療法第1条の3には、「国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない」と規定されており、美作市においても美作市医師会との良好な信頼関係の下、密接で有機的な連携を継続することによって、市民に対する良質かつ適切な医療が提供される環境を担保しているところであり、地方公共団体の医療法上の法的責任を踏まえ、たうえでの施設会費の負担であることを考えると住民の負託に沿う支出といえる。

### 3 美作市下水道事業会計

#### (1) 事業概要

1年間の業務実績は次表のとおりである。

項 目	単位	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減	前年度対比 (%)
水洗化世帯	世帯	10,128	10,090	38	100.4
処理人口	人	28,484	28,795	△ 311	98.9
水洗化人口	人	24,716	24,909	△ 193	99.2
水洗化率	%	86.8	86.5	0.3	100.3
計画面積	ha	1,778	1,778	0	100.0
整備面積	ha	1,516	1,516	0	100.0
処理面積	ha	1,516	1,516	0	100.0
汚水管渠延長	km	606	606	0	100.0
雨水管渠延長	km	2	2	0	100.0
総処理水量	m <sup>3</sup>	3,096,238	3,045,386	50,852	101.7
一日平均処理水量	m <sup>3</sup>	8,483	8,344	139	101.7
総有収水量	m <sup>3</sup>	2,896,822	2,869,445	27,377	101.0
一日平均有収水量	m <sup>3</sup>	7,936	7,861	75	101.0

## (2) 予算の執行状況

当年度の予算執行状況は次のとおりである。

### ① 収益的収入及び支出

(収入)

(単位:円・%)

区 分	予 算 額	決 算 額	収 入 率	予算額に比べ 決算額の増減
公 共 下 水 道 事 業 収 益	570,666,000	580,159,665	101.7	9,493,665
営 業 収 益	155,255,000	156,740,139	101.0	1,485,139
営 業 外 収 益	415,410,000	423,419,526	101.9	8,009,526
特 別 利 益	1,000	0	—	△ 1,000
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 収 益	1,597,678,000	1,590,142,770	99.5	△ 7,535,230
営 業 収 益	219,403,000	213,438,385	97.3	△ 5,964,615
営 業 外 収 益	1,378,274,000	1,376,704,385	99.9	△ 1,569,615
特 別 利 益	1,000	0	0.0	△ 1,000
農 業 集 落 排 水 事 業 収 益	518,667,000	516,394,805	99.6	△ 2,272,195
営 業 収 益	57,201,000	53,857,486	94.2	△ 3,343,514
営 業 外 収 益	461,465,000	462,537,319	100.2	1,072,319
特 別 利 益	1,000	0	—	△ 1,000
小 規 模 集 合 排 水 処 理 事 業 収 益	19,381,000	18,500,970	95.5	△ 880,030
営 業 収 益	2,401,000	1,515,283	63.1	△ 885,717
営 業 外 収 益	16,979,000	16,985,687	100.0	6,687
特 別 利 益	1,000	0	—	△ 1,000
個 別 排 水 処 理 事 業 収 益	26,841,000	26,196,105	97.6	△ 644,895
営 業 収 益	7,901,000	6,848,383	86.7	△ 1,052,617
営 業 外 収 益	18,939,000	19,347,722	102.2	408,722
特 別 利 益	1,000	0	—	△ 1,000
生 活 排 水 処 理 事 業 収 益	18,895,000	18,068,432	95.6	△ 826,568
営 業 収 益	5,701,000	4,793,966	84.1	△ 907,034
営 業 外 収 益	13,193,000	13,274,466	100.6	81,466
特 別 利 益	1,000	0	—	△ 1,000
合 計	2,752,128,000	2,749,462,747	99.9	△ 2,665,253

(支出)

(単位:円・%)

区 分	予 算 額	決 算 額	執 行 率	不 用 額
公 共 下 水 道 事 業 費 用	605,543,000	593,074,457	97.9	12,468,543
営 業 費 用	490,817,000	483,087,106	98.4	7,729,894
営 業 外 費 用	113,226,000	109,954,217	97.1	3,271,783
特 別 損 失	500,000	33,134	6.6	466,866
予 備 費	1,000,000	0	—	1,000,000
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 費 用	1,608,468,000	1,583,229,884	98.4	25,238,116
営 業 費 用	1,321,594,000	1,302,792,250	98.6	18,801,750
営 業 外 費 用	285,374,000	279,687,362	98.0	5,686,638
特 別 損 失	751,000	750,272	99.9	728
予 備 費	749,000	0	—	749,000
農 業 集 落 排 水 事 業 費 用	624,427,000	613,063,398	98.2	11,363,602
営 業 費 用	530,592,000	522,506,250	98.5	8,085,750
営 業 外 費 用	92,685,000	90,517,272	97.7	2,167,728
特 別 損 失	150,000	39,876	26.6	110,124
予 備 費	1,000,000	0	—	1,000,000
小 規 模 集 合 排 水 処 理 事 業 費 用	21,267,000	19,272,576	90.6	1,994,424
営 業 費 用	16,472,000	14,845,616	90.1	1,626,384
営 業 外 費 用	4,545,000	4,426,960	97.4	118,040
特 別 損 失	50,000	0	—	50,000
予 備 費	200,000	0	—	200,000
個 別 排 水 処 理 事 業 費 用	32,109,000	29,965,914	93.3	2,143,086
営 業 費 用	28,455,000	26,674,610	93.7	1,780,390
営 業 外 費 用	3,404,000	3,283,367	96.5	120,633
特 別 損 失	50,000	7,937	15.9	42,063
予 備 費	200,000	0	—	200,000
生 活 排 水 処 理 事 業 費 用	19,423,000	17,002,064	87.5	2,420,936
営 業 費 用	17,172,000	15,118,148	88.0	2,053,852
営 業 外 費 用	2,001,000	1,882,090	94.1	118,910
特 別 損 失	50,000	1,826	—	48,174
予 備 費	200,000	0	—	200,000
合 計	2,911,237,000	2,855,608,293	98.1	55,628,707

収益的収入の決算額は 2,749,463 千円で収入率が 99.9%、収益的支出の決算額は 2,855,608 千円で執行率が 98.1%である。

収入の構成比率は、公共下水道事業収益が 21.10%、特定環境保全公共下水道事業収益が 57.84%、農業集落排水事業収益が 18.78%、小規模集合排水処理事業収益が 0.67%、個別排水処理事業収益が 0.95%、生活排水処理事業収益が 0.66%である。

支出の構成比率は、公共下水道事業費用が 20.77%、特定環境保全公共下水道事業費用が 55.44%、農業集落排水事業費用が 21.47%、小規模集合排水処理事業費用が 0.67%、個別排水処理事業費用が 1.05%、生活排水処理事業費用が 0.60%である。

収支の差額総計は△106,146 千円、事業ごとの内訳は公共下水道事業△12,915 千円、特定環境保全公共下水道事業 6,912 千円、農業集落排水事業△96,668 千円、小規模集合排水処理事業△771 千円、個別排水処理事業△3,770 千円、生活排水処理事業 1,066 千円となっている。

水洗化人口一人当たりでは公共下水道事業△2,041 円、特定環境保全公共下水道事業 523 円、農業集落排水事業△23,288 円、小規模集合排水処理事業△7,716 円、個別排水処理事業△7,320 円、生活排水処理事業 2,673 円であり、全体では△4,295 円となっている。

② 資本的收入及び支出

(収入)

(単位：円・%)

区 分	予算額	決算額	収入率	予算額に比べ 決算額の増減
公共下水道事業資本的収入	557,800,000	558,848,759	100.2	1,048,759
出 資 金	187,867,000	187,867,000	100.0	0
企 業 債	164,500,000	164,500,000	100.0	0
補 助 金	201,135,000	201,135,000	100.0	0
負 担 金	3,352,000	4,430,350	132.2	1,078,350
基 金 収 入	46,000	46,201	100.4	201
固 定 資 産 売 却 代 金	900,000	870,208	96.7	△ 29,792
特定環境保全公共下水道事業資本的収入	310,311,000	312,142,947	100.6	1,831,947
出 資 金	304,578,000	304,578,000	100.0	0
負 担 金	5,557,000	7,403,440	133.2	1,846,440
基 金 収 入	176,000	161,507	91.8	△ 14,493
農業集落排水事業資本的収入	207,136,000	207,115,147	100.0	△ 20,853
出 資 金	205,681,000	205,681,000	100.0	0
負 担 金	1,100,000	1,100,000	100.0	0
基 金 収 入	355,000	334,147	94.1	△ 20,853
小規模集合排水処理事業資本的収入	5,262,000	5,262,000	100.0	0
出 資 金	5,142,000	5,142,000	100.0	0
負 担 金	120,000	120,000	100.0	0
個別排水処理事業資本的収入	11,100,000	11,500,520	103.6	400,520
出 資 金	3,197,000	3,197,000	100.0	0
企 業 債	7,100,000	7,100,000	100.0	0
負 担 金	800,000	1,200,000	150.0	400,000
基 金 収 入	3,000	3,520	117.3	520
生活排水処理事業資本的収入	11,000	11,575	105.2	575
出 資 金	1,000	1,000	100.0	0
基 金 収 入	10,000	10,575	105.8	575
合 計	1,091,620,000	1,094,880,948	100.3	3,260,948

(支出)

(単位：円・%)

区 分	予算額	決算額	執行率	不用額
公共下水道事業資本的支出	723,318,000	722,479,206	99.9	838,794
建設改良費	391,818,000	390,981,000	99.8	837,000
企業債償還金	331,453,000	331,452,005	100.0	995
積立金	47,000	46,201	98.3	799
特定環境保全公共下水道事業資本的支出	973,585,000	972,454,664	99.9	1,130,336
建設改良費	11,000,000	9,886,320	89.9	1,113,680
企業債償還金	962,407,000	962,406,837	100.0	163
積立金	178,000	161,507	90.7	16,493
農業集落排水事業資本的支出	333,228,000	332,277,118	99.7	950,882
建設改良費	23,625,000	22,697,280	96.1	927,720
企業債償還金	309,246,000	309,245,691	100.0	309
積立金	357,000	334,147	93.6	22,853
小規模集合排水処理事業資本的支出	13,487,000	13,286,028	98.5	200,972
建設改良費	200,000	0	0.0	200,000
企業債償還金	13,287,000	13,286,028	100.0	972
個別排水処理事業資本的支出	15,714,000	15,612,112	99.4	101,888
建設改良費	7,244,000	7,143,120	98.6	100,880
企業債償還金	8,466,000	8,465,472	100.0	528
積立金	4,000	3,520	88.0	480
生活排水処理事業資本的支出	2,691,000	2,690,355	100.0	645
企業債償還金	2,680,000	2,679,780	100.0	220
積立金	11,000	10,575	96.1	425
合 計	2,062,023,000	2,058,799,483	99.8	3,223,517

資本的収入決算額 1,094,881 千円の事業ごとの内訳は公共下水道事業 558,849 千円、特定環境保全公共下水道事業 312,143 千円、農業集落排水事業 207,115 千円、小規模集合排水処理事業 5,262 千円、個別排水処理事業 11,500 千円、生活排水処理事業 12 千円であり、予算額 1,091,620 千円に対し収入率は 100.3%となっている。

資本的支出決算額 2,058,799 千円の事業ごとの内訳は公共下水道事業 722,479 千円、特定環境保全公共下水道事業 972,455 千円、農業集落排水事業 332,277 千円、小規模集合排水処理事業 13,286 千円、個別排水処理事業 15,612 千円、生活排水処理事業 2,690 千円であり、予算額 2,062,023 千円に対し執行率は 99.8%となっている。

### (3) 経営成績

#### ① 損益計算書

当年度の経営の成績は次の「損益計算書」のとおりである。 (単位：円・%)

科 目	平成 27 年度		平成 26 年度		対前年度	
	金 額	構成	金 額	構成	増 減	対比
営 業 収 益	405,597,685	15.0	409,666,386	14.8	△ 4,068,701	△ 1.0
下水道使用料	395,327,160	14.6	390,993,310	14.2	4,333,850	1.1
他会計負担金	3,952,000	0.1	4,105,000	0.1	△ 153,000	△ 3.7
受託工事収益	6,191,640	0.2	14,526,000	0.5	△ 8,334,360	△ 57.4
その他の営業収益	126,885	0.0	42,076	0.0	84,809	201.6
営 業 費 用	2,326,668,610	81.9	2,345,967,196	81.1	△ 19,298,586	△ 0.8
管 渠 費	76,089,428	2.7	84,046,416	2.9	△ 7,956,988	△ 9.5
ポンプ場費	727,598	0.0	750,897	0.0	△ 23,299	△ 3.1
処 理 場 費	355,195,929	12.5	352,484,617	12.2	2,711,312	0.8
浄 化 槽 費	25,211,701	0.9	24,821,503	0.9	390,198	1.6
受託工事費	5,733,000	0.2	13,450,000	0.5	△ 7,717,000	△ 57.4
総 係 費	113,623,315	4.0	124,174,778	4.3	△ 10,551,463	△ 8.5
減価償却費	1,730,562,649	60.9	1,746,238,985	60.4	△ 15,676,336	△ 0.9
資産減耗費	19,524,990	0.7	—	—	19,524,990	皆増
営 業 損 失	1,921,070,925	—	1,936,300,810	—	△ 15,229,885	△ 0.8
営 業 外 収 益	2,297,854,146	85.0	2,349,343,182	85.2	△ 51,489,036	△ 2.2
受取利息及び配当金	123,065	0.0	113,564	0.0	9,501	8.4
他会計負担金	1,448,047,000	53.6	1,479,318,000	53.6	△ 31,271,000	△ 2.1
他会計補助金	185,935,000	6.9	210,115,000	7.6	△ 24,180,000	△ 11.5
長期前受金戻入	663,456,681	24.5	659,771,238	23.9	3,685,443	0.6
雑 収 益	292,400	0.0	25,380	0.0	267,020	1,052.1
営 業 外 費 用	513,982,456	18.1	539,445,509	18.7	△ 25,463,053	△ 4.7
支払利息及び企業債取扱諸費	489,751,268	17.2	524,431,301	18.1	△ 34,680,033	△ 6.6
雑 支 出	24,231,188	0.9	15,014,208	0.5	9,216,980	61.4
経 常 損 失	137,199,235	—	126,403,137	—	10,796,098	8.5
特 別 利 益	—	—	47,490	0.0	△ 47,490	皆減
過年度損益修正益	—	—	47,490	0.0	△ 47,490	皆減
特 別 損 失	786,128	0.0	6,504,645	0.2	△ 5,718,517	△ 87.9
特 別 損 失	786,128	0.0	—	—	786,128	皆増
過年度損益修正損	—	—	6,504,645	0.2	△ 6,504,645	皆減
当 年 度 純 損 失	137,985,363	—	132,860,292	—	5,125,071	14.9
前 年 度 繰 越 欠 損 金	1,590,640,845	—	1,457,780,553	—	132,860,292	8.6
当 年 度 未 処 理 欠 損 金	1,728,626,208	—	1,590,640,845	—	137,985,363	9.1

(注) 構成比は総収益、総費用に対する比率である。

(ア) 営業損益

営業収益 405,598 千円から営業費用 2,326,669 千円を控除した営業損失は 1,921,071 千円となっている。

(イ) 経常損益

営業損失に営業外収益 2,297,854 千円及び営業外費用 513,982 千円を加減した経常損失は 137,199 千円となっている。

(ウ) 純損益

経常損失から特別損失 786 千円を控除した当年度純損失は、137,985 千円となっている。

② 未収金の状況について

(ア) 下水道分担金・負担金の未収金状況は次表のとおりである。

(単位：円・%)

区 分		平成 27 年度	平成 26 年度	対前年度比較	
				増減金額	増減率
現 年 度 分	公 共 下 水 道 負 担 金	25,700	116,400	△ 90,700	△ 77.9
	特定環境保全公共下水道負担金	0	0	0	—
	農業集落排水事業分担金	0	0	0	—
	小規模集合排水事業分担金	0	0	0	—
	個別排水事業分担金	0	0	0	—
	生活排水施設事業分担金	0	0	0	—
	計	25,700	116,400	△ 90,700	△ 77.9
過 年 度 分	公 共 下 水 道 負 担 金	10,905,340	11,120,340	△ 215,000	△ 1.9
	特定環境保全公共下水道負担金	13,785,180	14,013,380	△ 228,200	△ 1.6
	農業集落排水事業分担金	6,097,400	6,247,400	△ 150,000	△ 2.4
	小規模集合排水事業分担金	471,000	521,000	△ 50,000	△ 9.6
	個別排水事業分担金	283,000	283,000	0	—
	生活排水施設事業分担金	0	66,400	△ 66,400	△ 100.0
	計	31,541,920	32,251,520	△ 709,600	△ 2.2
合 計		31,567,620	32,367,920	△ 800,300	△ 2.5

(イ) 下水道使用料の未収金状況は次表のとおりである。

(単位：円・%)

区 分		平成 27 年度	平成 26 年度	対前年度比較	
				増減金額	増減率
現 年 度 分	公 共 下 水 道 使 用 料	14,769,139	14,220,326	548,813	3.9
	特定環境保全公共下水道使用料	19,407,759	18,380,419	1,027,340	5.6
	農 業 集 落 排 水 使 用 料	4,976,098	4,554,079	422,019	9.3
	小 規 模 集 合 排 水 使 用 料	283,942	159,990	123,952	77.5
	個 別 排 水 使 用 料	556,646	587,566	△ 30,920	△ 5.3
	生 活 排 水 使 用 料	453,790	443,575	10,215	2.3
	計	40,447,374	38,345,955	2,101,419	5.5
過 年 度 分	公 共 下 水 道 使 用 料	4,996,442	4,944,782	51,660	1.0
	特定環境保全公共下水道使用料	624,466	603,817	20,649	3.4
	農 業 集 落 排 水 使 用 料	682,149	617,804	64,345	10.4
	小 規 模 集 合 排 水 使 用 料	8,767	8,767	0	0.0
	個 別 排 水 使 用 料	0	0	0	—
	生 活 排 水 使 用 料	0	0	0	—
	計	6,311,824	6,175,170	136,654	2.2
合 計		46,759,198	44,521,125	2,238,073	5.0

平成27年度末現在の下水道分担金・負担金の未収金は、31,568千円で前年度と比べると800千円(2.5%)減少しているが、下水道使用料の未収金は、46,759千円で前年度と比べると2,238千円(5.0%)増加している。

未収金について、収納困難な状況になっているものについては不納欠損等の処理も踏まえ、適正で慎重な事務処理に留意することを望む。

#### (4) 財政状況

① 財政の状況を前年度と比較すると、次表のとおりである。

資産の部

(単位：円・%)

科 目	平成 27 年度		平成 26 年度		対前年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減	増減率
固 定 資 産	49,235,080,085	98.6	50,585,808,329	98.9	△ 1,350,728,244	△ 2.7
有 形 固 定 資 産	48,580,417,002	97.3	49,931,701,196	97.6	△ 1,351,284,194	△ 2.7
土 地	779,982,375	1.6	779,982,375	1.5	0	—
建 物	1,624,086,221	3.3	1,678,830,099	3.3	△ 54,743,878	△ 3.3
構 築 物	41,085,766,801	82.3	42,145,812,774	82.4	△ 1,060,045,973	△ 2.5
機 械 及 び 装 置	5,088,877,359	10.2	5,261,534,804	10.3	△ 172,657,445	△ 3.3
車 両 運 搬 具	668,252	0.0	1,243,240	0.0	△ 574,988	△46.2
工 具 器 具 及 び 備 品	1,035,994	0.0	871,978	0.0	164,016	18.8
建 設 仮 勘 定	0	0.0	63,425,926	0.1	△ 63,425,926	皆減
投 資	654,663,083	1.3	654,107,133	1.3	555,950	0.1
基 金	634,469,121	1.3	633,913,171	1.2	555,950	0.1
建 設 基 金	279,166,940	0.6	278,922,794	0.5	244,146	0.1
償 還 基 金	355,302,181	0.7	354,990,377	0.7	311,804	0.1
そ の 他 投 資	20,193,962	0.0	20,193,962	0.0	0	0.0
流 動 資 産	707,509,872	1.4	552,349,561	1.1	155,160,311	28.1
現 金 預 金	510,561,901	1.0	438,837,644	0.9	71,724,257	16.3
未 収 金	196,947,971	0.4	113,511,917	0.2	83,436,054	73.5
未 収 金	215,850,971	0.4	128,133,917	0.3	87,717,054	68.5
貸 倒 引 当 金	△ 18,903,000	△ 0.0	△ 14,622,000	△ 0.0	△ 4,281,000	29.3
資 産 合 計	49,942,589,957	100.0	51,138,157,890	100.0	△ 1,195,567,933	△ 2.3

負債及び資本の部

(単位：円・%)

科目	平成 27 年度		平成 26 年度		対前年度	
	金額	構成比	金額	構成比	増減	増減率
固定負債(企業債)	22,961,931,795	46.0	24,401,475,062	47.7	△ 1,439,543,267	△ 5.9
流動負債	365,421,734	0.7	243,220,846	0.5	122,200,888	50.2
企業債	24,761,412	0.0	41,153,958	0.1	△ 16,392,546	△ 39.8
未払金	333,461,322	0.7	195,620,888	0.4	137,840,434	70.5
引当金(賞与引当金)	7,199,000	0.0	6,446,000	0.0	753,000	11.7
繰延収益	17,432,716,794	34.9	17,895,038,475	35.0	△ 462,321,681	△ 2.6
長期前受金	28,013,744,431	56.1	28,037,092,175	54.8	△ 23,347,744	△ 0.1
長期前受金収益化累計額	△10,581,027,637	△21.2	△10,142,053,700	△19.8	△ 438,973,937	4.3
資本金	10,382,595,625	20.8	9,676,129,625	18.9	706,466,000	7.3
自己資本金	10,382,595,625	20.8	9,676,129,625	18.9	706,466,000	7.3
固有資本金	5,440,829,625	10.9	5,440,829,625	10.6	0	—
繰入資本金	4,941,766,000	9.9	4,235,300,000	8.3	706,466,000	16.7
剰余金	△ 1,200,075,991	△ 2.4	△ 1,077,706,118	△ 2.1	△ 122,369,873	11.4
資本剰余金	528,550,217	1.1	512,934,727	1.0	15,615,490	3.0
国庫補助金	352,620,491	0.7	352,620,491	0.7	0	—
県補助金	37,182,847	0.1	37,182,847	0.1	0	—
分担金および負担金	108,708,735	0.2	94,454,945	0.2	14,253,790	15.1
その他資本剰余金	30,038,144	0.1	28,676,444	0.1	1,361,700	4.7
欠損金	1,728,626,208	3.5	1,590,640,845	3.1	137,985,363	8.7
前年度未処理欠損金	1,590,640,845	3.2	1,457,780,553	2.9	132,860,292	9.1
当年度未処理欠損金	137,985,363	0.3	132,860,292	0.3	5,125,071	3.9
負債・資本合計	49,942,589,957	100.0	51,138,157,890	100.0	△ 1,195,567,933	△ 2.3

資産総額は 49,942,590 千円で、内訳は固定資産が 49,235,080 千円、流動資産が 707,510 千円である。

資産の調達資金源を示す負債及び資本の構成は、固定負債が 22,961,932 千円、流動負債が 365,422 千円、繰延収益が 17,432,717 千円、資本金が 10,382,595 千円、剰余金が △1,200,076 千円である。

## (5) む す び

### ① 業務実績について

美作市の下水道事業は、昭和 52 年に美作地域で着手してから毎年整備をすすめ、現在の処理区域面積は 1,516ha、美作市内すべての整備が完了している。

本年度末における水洗化人口は 24,716 人、水洗化世帯は 10,128 世帯であり、前年度と比較すると水洗化人口は 193 人の減、水洗化世帯は 38 世帯増加している。これは、整備完了に伴い水洗化する件数が少しずつ増加しているものであり、年間総処理水量は、3,096,238 m<sup>3</sup>、年間総有収水量は、2,896,822 m<sup>3</sup>である。前年度と比較すると年間総処理水量は 50,852 m<sup>3</sup>、年間総有収水量は 27,377 m<sup>3</sup>増加している。

平成 21 年度から、経営内容の透明化・使用料の適正化及びコスト・管理の縮減を目指し、独立採算の形態で事業を運営する地方公営企業に移行した下水道会計であるが、一般会計からの補助金等でまかなわれている現状である。一般会計からの繰入金は 1,637,934 千円、収益合計の 60.6%で、そのうち基準外繰入は 185,935 千円、収益合計の 6.9%となっている。

経営状況においても、当年度純損失 137,985 千円（累積 1,728,626 千円）が計上されているが、これらは現金を伴わない減価償却費に係る部分となっている。また、平成 26 年度から改正後の地方公営企業会計基準が適用されている。

下水道事業の運営は、公共用水域の水質保全を図り、身近な自然環境に与える負荷を軽減し、将来にわたり快適な生活環境を提供することである。

### ② 意見と指摘事項

今後は耐用年数の経過した施設が増加するため、維持修繕費が増加傾向にあるが、未水洗世帯に対する水洗化の啓蒙を行い、水洗化率の向上による使用料収入の確保及び未収金回収の強化による収納率の向上や、施設の統廃合を推進し、効率的な維持管理による徹底した経費の削減や汚泥の資源化・エネルギー化についての検討等にも取り組むなどして、経営基盤の強化を図らねたい。

# 資料1

美作総務第 48 号

平成28年5月25日

美作市監査委員 窪 田 功 様  
美作市監査委員 高 田 修 平 様  
美作市監査委員 松 本 妙 子 様  
美作市監査委員 安 本 博 則 様

美作市長 萩 原 誠 司



平成27年度定期監査（第2次）結果報告に対する措置について（通知）

平成28年3月31日付美作監査第85号で美作市監査委員から報告のありました平成27年度定期監査（第2次）結果報告について、地方自治法第199条12項の規定により別紙のとおり措置したので通知します。



【大原病院】

監査の結果	措置状況等
<p>1. 諸会費について【再演事項】  諸会費の一部に、使用目的から公費で負担することが不相当と考えられる支出があったので、相当措置を求める。</p>	<p>指摘の支出の原因については、法人総会で承認され、法人が法的責任を果たすための支出であり、法人会員としてその費用負担を行ったことは違法不当とはならず、同時に地域医療に及ぼす影響等に鑑み、公益上の必要性があったと考えます。</p>

【作東診療所】

監査の結果	措置状況等
<p>1. 負担金補助及び交付金について【再演事項】  負担金補助及び交付金の一部に、使用目的から公費で負担することが不相当と認められる支出があったので、相当措置を求める。</p>	<p>指摘の支出の原因については、法人総会で承認され、法人が法的責任を果たすための支出であり、法人会員としてその費用負担を行ったことは違法不当とはならず、同時に地域医療に及ぼす影響等に鑑み、公益上の必要性があったと考えます。</p>

【農業振興課】

監査の結果	措置状況等
<p>1. 「作東吉野きんちやい館」について  指定管理者への監督が不十分であり、現状把握も不十分である。また指定管理者選定委員会への情報提供が十分できないままに選定作業を進めたことは遺憾である。</p>	<p>指摘のあった指定管理者の監督については、平成27年12月定例議会の産業建設委員会で同様の指摘があったことから、27年中に指定管理施設を訪問し、指定管理者の代表である組合長から現状等について聴取している。また、28年度に開催される生産者組合の総会には市からも出席し、更なる状況の把握に努めることとしている。</p>

衆議院

The House of Representatives [メインヘスキップ](#)

[サイトマップ](#) [ヘルプ](#)

音声読み上げ 

サイト内検索

[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [会議録](#) > [厚生労働委員会](#) > [第153回国会 厚生労働委員会 第6号\(平成13年11月7日\(水曜日\)\)](#)

第6号 平成13年11月7日(水曜日)

平成十三年十一月七日(水曜日)

[会議録本文へ](#)

午前十時開議

出席委員

委員長 鈴木 俊一君

理事 棚橋 泰文君 理事 谷畑 孝君

理事 森 英介君 理事 吉田 幸弘君

理事 鍵田 節哉君 理事 釘宮 馨君

理事 福島 豊君 理事 佐藤 公治君

小淵 優子君 岡下 信子君

奥山 茂彦君 上川 陽子君

鴨下 一郎君 木村 義雄君

北村 誠吾君 熊代 昭彦君

佐藤 勉君 田村 憲久君

西川 京子君 野田 聖子君

林 省之介君 原田 義昭君

松島みどり君 松野 博一君

三ッ林隆志君 宮腰 光真君

宮澤 洋一君 吉野 正芳君

家西 悟君 大島 敦君

加藤 公一君 金田 誠一君

五島 正規君 土肥 隆一君

古川 元久君 三井 辨雄君

水島 広子君 山井 和則君

青山 二三君 江田 康幸君

樋高 剛君 小沢 和秋君

木島日出夫君 阿部 知子君

中川 智子君 井上 喜一君

川田 悦子君

厚生労働大臣 坂口 力君

厚生労働副大臣 榎屋 敬悟君

厚生労働副大臣 南野知恵子君

厚生労働大臣政務官 佐藤 勉君

会計検査院事務総局第二局

長 増田 峯明君

政府参考人

○坂口国務大臣 先ほどからお答えをいたしておりますように、十分に尊重させていただきたいと思っております。本日の委員の御発言、御趣旨も十分に踏まえながら、十分に対応させていただきたいと考えているところでございます。

○山井委員 先ほどの大臣の、患者さんが生きていられる間にお見舞いに行きたいという言葉を受けております。中旬に出る裁判所の和解に関する所見に関しては、ぜひとも柔軟に、そして何よりも早急に和解につなげていただきたいと思いますようにお願い申し上げます。

では、続きまして、医療の問題に移らせていただきます。

国公立病院の医師連盟費の公費支出についてであります。このことについては、資料の二枚目をおめくりいただけますでしょうか。ここにもございますように、「国費から日医連会費」「政治団体に国費使う」ということが出ております。それでまた、次のページにございますように、「二十三県立病院が政治団体会費」ということも新聞で先週報道されております。政治団体への会費を公費で支出するというのは言語道断なことだと思います。

まず、総務省にお伺いしたいと思っております。この件についての御見解をお聞かせください。

○木村政府参考人 自治体病院におきます、いわゆる医師連盟などの政治団体に対する費用を公費で支出することの是非についてでございますけれども、基本的にはそれぞれの地方公共団体の判断によるものであると考えておりますけれども、総務省といたしましては、その性格上公費からの支出は適切を欠くものではないか、このように考えているところでございます。

○山井委員 では、国立病院の方についてお聞きしたいと思います。

二十二の国立病院が同様に公費で医師連盟の会費を支出しております。これについて厚生労働省の御見解をお願いいたします。

○榊屋副大臣 国立病院についてお尋ねをいただきました。医師会費の公費支出につきましては、地域医療機関との連携を図る、協力体制を構築していくということで、必要性が場合によってはあるだろうということで、医師会費の公費支出については妥当性もあるのではないかと。ただ、医師連盟費については、その性格上、公費からの支出は不適切というふうに考えております。

○山井委員 それでは、改めて総務省さんと厚生労働省さんにお聞きしたいのですが、これは今までの違法支出分に関しては返還するというのですか。総務省と厚生労働省、お願いいたします。

○木村政府参考人 今御答弁ございましたように、医師会への会費負担につきましては、自治体病院におきます地域医療の連携等を進める等の観点から、従来から公費で負担している例があると聞いておりまして、具体的な経費支出の判断につきましてはそれぞれの実情を踏まえまして各地方公共団体に判断すべきものと考えております。

また、医師連盟の会費負担につきましては、先ほど申し上げましたとおり、総務省として、その性格上、公費からの支出というものが適切を欠くのではないかと考えているところでございまして、その取り扱いにつきましては、国の対応等も踏まえまして地方公共団体の判断によって適切に対応されるもの、このように考えております。

○榊屋副大臣 お答えをいたします。

今回、一部の国立病院等におきまして支出をしておりました医師会費の中に、一部医師連盟費等が含まれていたということもございまして、是正措置を講じる必要があるということで今対応しているところであります。今後は、適正な支出が行われるよう厳正に指導していきたいというように思っております。

そこで、今委員から、今まで支払われたものについてどういった対応をとるのかというお尋ねをいただいたわけでありまして、これまでの支出分につきましては、医師会費等の内訳を十分確認しないまま現場において支払われたということもあるようであります。実情はさまざまでありますけれども、今後各施設の実態を十分に把握した上で、委員からも御指摘ありました返還も視野に入れて適切に対処してまいりたい、このように考えております。

○山井委員 榊屋副大臣に改めてお伺いしますが、返還も視野に入れてじゃなくて、これは返還でしょう。政治団体に公費が入るということではないという論理が成り立つのですか。

○榊屋副大臣 先ほども御答弁申し上げたように、医師連盟費、政治団体についての支出については適切ではないというふうに考えているわけでありまして、会計検査院等から指摘も受けたところでございまして、実態を十分把握した上で、委員御指摘のように、不適切なものについては適正に処理をしなければならぬ、このように考えております。

○山井委員 総務省さんに改めてお伺いしたいのですが、ということは、国が返還することになれば、都道府県の病院に関してもその方向ということでもよろしいですか。

○木村政府参考人 先ほどもお答えいたしましたように、各地方公共団体の判断において適切に対応されるもの、このように理解しております。

○山井委員 でも、都道府県に任せるということでは非常に無責任だと思うのですが、もう一度お願いいたします。それはもう都道府県に任せてあって、都道府県がオーケーと言え都道府県のお金で政治団体の会費を払っていいのですか。答弁をお願いします。これは公選法にも関係していることですか。

○木村政府参考人 御案内のとおり、地方自治法の二百三十二の二というところにおきましては、普通地方公共団体は、公益上必要のある場合には補助することができるというふうなことでございまして、その判断につきましては地方公共団体がおやりになるということでございまして、先ほど来申し上げておりますように、この判断につきましては、国の対応も踏まえまして地方公共団体で適切な判断がされるものと考えているわけでございます。

○山井委員 そもそもこれは政治連盟なわけですから、公益性というよりは、そういう政治連盟への公費負担というのは絶対に認められないと思っております。

それで、次、議論を分けて、医師会費について改めてお伺いしたいと思います。

三月十七日の共同通信の報道でも、ここに資料がございます。もう一ページめくっていただきますと、「医師会費を公費で負担 東京、岩手など三十四都府県で」というこの資料にもありますように、多くの自治体が医師会費を公費で負担しております。

そもそも医師会というのは個人の資格で入るものなのに、それを公費で出すというのはおかしいのではないのでしょうか。総務省、いかがでしょうか。

○木村政府参考人 今御指摘がございましたように、医師会は個人加入が原則であると聞いておりまして、このように個人で加入する会の会費につきましては、原則として個人が負担する性格のものと考えているわけでございます。

ただ、地方公共団体におきまして、地域医療との連携を進める等の観点から、従来から公費で負担している例があると聞いておりまして、具体的な経費支出の判断は、基本的には、医師会への加入が病院の業務に関するものであるかどうかなど、それぞれの事情を踏まえまして各地方公共団体で御判断されるべき問題とと考えております。

○山井委員 同様のことを厚生労働省さんにもお伺いしたいのですが、冒頭の新聞記事にもありましたように、国費から、日医連の会費だけではなくて、都道府県の医師会の会費が支払われているということです。このことについても、同じく個人の資格で入る医師会の会費を公費で出す

のはおかしいのではないかと思います、厚生労働省の見解をお伺いします。

○榎屋副大臣 委員も恐らく御理解をされておられると思いますが、今回いろいろ問題になっておりますけれども、国立病院の院長、責任者が地域医師会に入られるということについては、先ほどから総務省からもお話がありますが、地域医療に対応するさまざまな連携ということもあるわけでありまして。そうした協力体制を確保するという観点で、院長というお立場で、責任者というお立場で地域の医師会に加入をしていくということは、もちろん委員がおっしゃるように入会そのものは任意でありますけれども、院長というお立場でそうした業務の一環として地域医療の連携体制をとっていくということもあって、院長が地域医師会にお入りになるその医師会費について公費で負担をするということについては、これは以前から行われてきたようでありまして、あなたが妥当性がないとは言えないというふうにご考えております。

もちろん、これは責任者のお立場でということでありまして、ただ委員御指摘のように、医師会費の支払いについて、政治団体等の会費と一緒に集められていたというようなこともあって、そこは皆様に誤解を与えるところもあったということでありまして、そうした点については、今改めて実態を把握の上適正に処理をしたいというふうにご考えているところでございます。

○山井委員 今地域医療との連携において必要ということでしたが、実際二百七ある公立病院のうち百七十七程度が公費支出しているわけですから、三十の国立の医療機関は公費支出していないわけですね。

それで、このあたりに関して、医師会に加入しないことによって地域医療の連携に支障を来したという例はあるんでしょうか。

○榎屋副大臣 お答えいたします。

国立病院の運営に当たりましては、やはり私は、地域医療といいますが、地域との連携というのは極めて大事な観点だろうというふうに思っております。

委員お尋ねのように、地域との連携に支障を生じているということがあるのかということですが、そういうことが現に、ただいまの国立病院であるとすればそれは問題であろうというふうに思います。したがって、そういうことはないというふうに思っているわけでありまして。

そうした前提に立って、委員御指摘のように、地域の医師会に院長が全部入っているのかということ、必ずしもそうでない、では入っていないがゆえに連携に問題が出ているのかということ、それはそうではない。地域医師会に入っておられること、入られていないことが地域の連携に問題が出ているということではもちろんない。医師会に入っておられるかどうかということがすべての条件ではないだろうというふうに思います。ただ、個人の御判断で、院長先生が地域医師会に私は職務として入った方がいいと御判断をされて入られて活動されるということは、それはあってしかるべきではないかというふうに考えております。

○山井委員 個人の判断で必要と思ったら入ったらいじやないですかというんだしたら、公費で出す必要がないじやないですか。何でそれを公費で出すんですか。

今、これほど財政が厳しくて、不況が深刻で、みんながどうやって財政を切り詰めようか、まさに医療制度改革で患者さんの自己負担をアップさせようというときなわけですよ。そういうときに、今みたいなあいまいな、支障が出るかどうかはわからないけれどもというようなことで公費支出するというのはやはりおかしいじやないでしょうか。具体的にどういふ支障が出るということをご想定されているんですか。お答えください。

○榎屋副大臣 先ほども申し上げたように、具体的に現実の国立病院で地域医療との連携に問題があるということ、そういうことがもしあるとすればそれが問題でありまして、ただ、今お答えを申し上げているのは、地域の医療機関との連携を図り協力関係を構築する上で、国立病院等が地域において適切な医療を提供するために必要な医療情報などを容易に把握することができる、そうしたことを踏まえて地域医師会に責任者がお入りになる、それをまさに公務の一環としておやりになるということ、これはあってしかるべきだろうということでごさいます、私は公費を充当することは妥当性はあるというふうに考えております。

○山井委員 改めてお伺いしますが、この三十の施設は公費で出していないわけですね。ここで支障が出ているんですか。

○榎屋副大臣 先ほどから何度もお答えしておりますが、国立病院として地域の医療機関と地域の医療ということでもし連携に問題があるとすればそれは許されぬことでありまして、それは医師会に入っている、入っていないは、私は直接、それだけが要素ではないだろうというふうに思っているところであります。十分連携はとれているということでごさいます。

○山井委員 そうしたら今の論理が一貫していないじやないですか。三十の施設は医師会に公費で入らなくても支障が出ていない、にもかかわらず公費で支出する必要があるというのと、全然論理が一貫していないじやないですか。

改めてお伺いしますが、三十の医療施設では何か問題があるんですか、公費で入っていないことによって、問題がないのに公費で支出せねばならないという理由をお願いします。根拠はないんですか。

○坂口国務大臣 平成十三年の十月の十二日、厚生労働省の健康局の国立病院部が出した文書がございます。この文書は一応、「当該代表者の医師会費に限り国費を以て充てることができることとする。」という文書を出しているわけですね。

それで、この文書がいいか悪いかの問題は別途あるというふうに思いますが、それで、いわゆるこういう文書を出しているものですから、各々々の公的病院の方が院長の方はいいんだという解釈を多分しているだろうと思うんですね。

今までの病院の中で、院長だけではなくてほかの先生方の分を出していたというケースがあるのかどうか、ちょっと私はわかりませんけれども、院長に限ってはそれはいいということをご認めているわけですね。そのことが、院長も要らないじやないかという御意見は、多分それはあるだろうというふうに思いますが、そういう意思決定を厚生労働省としては今までしてきたということだというふうに思っています。

○山井委員 これは県立病院の話ですが、例えば富山県立中央病院は一九九六年から医師会費の公費支出をやめました、支障は一切ないと言ってあります。また、沖縄県も同じように公費支出をしておりませんが、運営に全く支障はない、公費負担は筋違いと言っているわけですね。

やはりこのあたりのことをきっちりしていただきたいと思ひますし、今一人に限りということがありましたが、実はこの資料の次にも入っておりますが、「医師会加入及び会費支弁に関する件」で、昭和二十三年に実は通知が出ているんですね。

その二として、「療養所運営上入会を必要とする施設に於いては所長が療養所を代表する意味に於いて国費を以て入会することは差支えない。」このことを今回踏襲したんだと思ひますが、今回のこの調査結果によると、一人以上国立病院から入会して医師会費が払われているわけですが、ということは、過去の一人以上の分はこの通知違反ということになるんですが、その部分に関しては当然公に返還するということになるんですね。

○榎屋副大臣 先ほどもお答えしましたように、今まで不正に支出されていたものについては、改めて整理の上適正に処理をしたいというふうにお答えを申し上げました。その中で整理をしたいと思ひます。

○山井委員 このことについて、会計検査院さんの現時点での御見解をお伺いしたいと思います。

昭和二十三年に一人分しか医師会費は認めないということになっていながら、それ以上の医師会費もずっと長年出されていた。こういうことが放置されているようだったら、本当に税金や医療費の自己負担を上げていくという議論は成り立たなくなってくるわけなんです。

会計検査院さん、この件に関して今の御見解をお聞かせください。

○増田会計検査院当局者 お答え申し上げます。

私ども会計検査院といたしましては、現在本年の検査結果の取りまとめ中でございまして、今御指摘のありました件につきましては、私ども、合理的な必要性があるものに限って認められるべきものであらうと、かつまた、二十三年の通知も承知しております。

そういう観点から検査を実施してきておりますけれども、現在その取りまとめ中だということで、最終的な本院としての判断はまだ出ていない段階でございますので、その点、内容につきましての御答弁は差し控えさせていただくということで御理解を賜りたいというふうに思います。

○山井委員 十一月末ごろにこの結果が出るというようなことを聞いておるんですけども、本来個人で支払うべきものを公費で支払っているというような不適切な結果報告が出ないことを望みます。何ら支障が出た事例もないのに個人で支払うべき一人分が公費で支払われるのはおかしいわけですし、返還についても厳しい結果を出していただきたい、それが会計検査院の任務だと思っております。

今の答弁を聞いても、いかに医師会費の公費支出というのが説得力のないものかというものを私は痛感いたしました。ぜひ今後、もうちょっとはっきりした理由というものを出していただけないと、繰り返しになりますが、やはりこういうことでは国民感情からしては許されないというふうに思います。

次に、医師会と医師連盟とのつながり、政治活動についてお伺いしたいと思います。

今も申し上げましたように、ただでさえ財政が厳しい今日、公費で医師会費を支払う必要は私はないと思います。しかし、医師会は、御存じのように公益法人でありまして、専門医療研修費や看護職員確保対策費などの公的補助金も受けております。また、母体保護法に基づいて、人工中絶できる医師の指定の役割も医師会が持っているというように、公的な役割を医師会は担っております。

このような医師会が直接政治活動をするのは好ましくないというふうに思いますが、厚生労働省、見解いかがでしょうか。あるいは総務省でも結構です。

○榎屋副大臣 委員がお話しになりましたように、公益法人であります医師会と、それから政治団体との関係ということについては、これは誤解があるようなことがあってはならないというふうに思っております。

○山井委員 何かその、誤解があるようなことがあってはならないというのはどういうことですか。はっきり、公益法人である医師会の政治活動は私は好ましくないと思うんですが、そのことについて明確な答弁をお願いいたします。何が誤解なんですか。

○榎屋副大臣 公益法人である医師会と政治団体である医師連盟とが一体であるかのような、そうした誤解を与える行為ということが随分今まで国会でも指摘をされてきたところでありまして、そういう指摘を受けたこともありまして、そうしたことについては好ましくない、こうお答えをしたところでございます。

○山井委員 この次の資料の中にありますが、これはことしの八月二十一日の事務連絡です。厚生労働省の医政局から各都道府県の衛生主管部局に出されております。「公益法人の活動と政治団体の活動の峻別について」

この中で、「補助金等を受けた公益法人の活動と政治活動に関する寄付を行う政治団体」これは医師連盟などのことだと思いますが、「の活動が一体であるかのような誤解を与える行為は適切ではなく、政治団体の活動との峻別が図られることが望ましいと考えます。」というふうなことが書いてありまして、「公益法人と政治団体の活動が一体であるかのような誤解を与える別紙の事例等を参考に、不適切な事例の有無を調査し、」十二月二十八日までに回答するようというところで、別紙に不適切な事例が書いてあります。

改めて榎屋副大臣にお伺いしますが、「政治団体の活動との峻別が図られることが望ましい」、これはなぜなんですか。医師会がそのまま政治活動をやったらだめということですか。なぜ峻別が必要なのか、なぜこういう通知を出したのか、お聞かせください。

○榎屋副大臣 先ほど、これはまさに委員がお尋ねになりましたように、医師会については、公益法人としてさまざまな補助金等も支給を受けているということもあって、公金が支出をされているというようなこともあるわけでありまして、政治活動を行う政治団体である医師連盟と一体であるというようなことがあってはならないということでございます。

こうしたことがあるわけでありまして、今委員がお示しになりました八月二十一日の文書につきましては、所管の医師会に対して適切な改善指導を行っていただくよう、各都道府県に対してお願いをしたという資料でございます。

○山井委員 まさに今榎屋副大臣おっしゃってくださいましたように、医師連盟と医師会が一体として政治活動をするものがあってはならないということですね。先ほど、公費で一人分は支出するということになっておりましたが、その部分も政治活動をやっていないというような前提に基づいているんではないかと思えます。

それで、医師会と医師連盟を峻別するようには指導しているわけですが、これについていろいろ資料を調べてみましたが、例えば日本医師連盟規約というのを見てみました。

それで、「本連盟は、日本医師連盟と称し、日本医師会会員相互の全国的連絡協調の下に、日本医師会の目的を達成するために必要な政治活動を行うことを目的とする。」ということになっているんですが、私がおかしいと思ったのがこの役員なんですね。この政治連盟の委員長は、日本医師会会長をもってこれに当たる。それで、副委員長は次に挙げる者の中から委員長が委嘱する。一つ、日本医師会副会長、二つ、日本医師会代議員会議長、三つ、日本医師会代議員副議長、日本医学会会長というふうになっております。

私は、またほかの地域の医師会の名簿もたくさん取り寄せたんですけども、このように、医師会の役員名簿と医師連盟の役員名簿、これはほとんど一緒なんですね。ほとんど同じ人がやっている。これで、厚生労働省さんがおっしゃっているように峻別はできていると言えるんでしょうか、御見解をお聞かせください。

○篠崎政府参考人 今先生の御指摘でございますが、公益法人である日本医師会につきましては、これは公益法人でありますから私どもの指導監督の対象でございますが、今御指摘の日本医師連盟につきましては、これは任意団体ということでございます。

それで、人が同じだからその峻別ができるかどうかという御指摘だと思いますが、先ほどの事務連絡のときにも私ども都道府県にお願いをいたしましたのは、例えば、会費の徴収の仕方、事務所の問題、預金口座の問題、あるいは事務所の建物の賃貸の関係ですか、そういうところで峻別をすべきなのではないかというふうに考えているわけでございます。

○山井委員 人が同じだったらこれは活動も混同する、そして周りからも混同されるというのが普通じゃないかと思えます。

そして、この役員のことについて次に次にお伺いしたいのが、ホームページもいろいろと調べてみました。

例えば、石川県医師会のホームページがここにございます。その一番大きなメニュー、これは手持ちの資料、そちらには入っておりませんが、石川県医師連盟、こうなっているわけですね。石川県医師会のホームページの一番大きな見出しが石川県医師連盟というふうになっております。こういう事例は峻別されているとどうですか。いかがですか。

○榎屋副大臣 今初めてお示しをいただいた資料でありまして、私もホームページはよく見ますけれども、そのホームページはまだ見たことがありません。

ちょっと私、目が悪いのでよく見えないのでありますが、先ほどお答えをしましたように、やはり峻別をするようには取り組みをしていただかなければならぬだろうというふうに思いますが、誤解があるものについては、著しく誤解を与えるというものについては、それは是正をしていただく必要があるかと思いますが、実際に内容を見ない限り、私も詳細にはお答えできません。

○山井委員 八月二十一日にこういう通知が出てからも、まだまだホームページはこういうふうに全く峻別がされていないわけですね。

## 平成12年度決算検査報告

- [平成12年度決算検査報告](#)>
- [国立病院等における医師会費の国費負担を適切なものにするよう改善させたもの](#)

## 国立病院等における医師会費の国費負担を適切なものにするよう改善させたもの

## (3) 国立病院等における医師会費の国費負担を適切なものにするよう改善させたもの

会計名及び科目	国立病院特別会計	(病院勘定)
		(療養所勘定)
部局等の名称	国立函館病院ほか 101 国立病院等	
医師会費の概要	医師会に対し経費の一部として会員が納入する会費	
医師会費等の支払額		4990 万余円
支払う必要のなかった医師会費等の額		1691 万円

## 1 医師会費の概要

## (医師会及びその会費)

医師会は、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することなどを目的に、全国あるいは都道府県、郡市の区域等を単位に設立され、医師が会員となって組織している団体である。医師はすべて医師会に入会する資格があるが、入会するか否かについては医師個人の判断に任されている。そして、医師会に入会した場合は、原則として医師会所定の会費等（以下「医師会費」という。）を納入する必要がある。

## (国費による医師会費の支払)

厚生労働省（平成13年1月5日以前は厚生省）では国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センター（以下、これらを「国立病院等」という。）を設置し、医療等を行うために医師を配置している。そして、同省では、国立病院等の施設の運営上、医師会への入会が必要な場合は、医師会費を国費によって支払うことができる取扱いとしている。これは、国立病院等の機能を発揮する上で、地域の医療機関との連携や情報交換の円滑化を図ることが必要な場合があるとの認識によるもので、医師会への入会は個人であることから、国立病院等の長の入会について国費で負担することとしている。

## 2 検査の結果

### （検査の着眼点及び対象）

11、12両年度に医師会費の支払実績のある国立札幌病院ほか169国立病院等（支払総額6912万余円）を対象とし、国費による医師会費の支払がその取扱いの趣旨に沿って適切なものとなっているかに着眼して検査した。

### （検査の結果）

検査したところ、国立函館病院ほか101国立病院等の医師会費等の支払（支払総額4990万余円）のうち1691万余円について、次のような事態が見受けられた。

（1）国立病院等を代表する者以外の者について医師会費を国費で支払っていたもの

国立弘前病院ほか40国立病院等（支払額983万余円）

上記の国立病院等では、国立病院等を代表する者のほかに、副院長や診療科医長等について医師会費を支払っていた。

（2）医師会費以外の経費を国費で医師会等に支払っていたもの

国立函館病院ほか83国立病院等（支払額708万余円）

上記の国立病院等では、医師個人の医療行為を保険の対象として医師会が取り扱っている医師賠償責任保険の保険料（以下「医賠償保険料」という。）や医師会以外の団体の会費を支払っていた。

（（１）と（２）は重複している国立病院等がある。）

上記（１）については、代表者の医師会費を国費負担とする前記の取扱いの趣旨に沿っていると認められず、また、（２）については、個人負担とするべき費用と認められた。

### （発生原因）

このような事態が生じていたのは、国立病院等において、医師会費等の支払に当たって国費負担が適切な経費であるかの確認を怠ったことにもよるが、厚生労働省において、国立病院等における医師会費の国費負担に関し明確な指示をすることなく、国立病院等の裁量に任せていたことによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省では、13年10月に、国立病院等に対して通知を発し、医師会費の支払について、施設運営上必要とする場合は代表者の医師会費に限り国費で支払うことができること、医賠償保険料等は国費負担の対象とはならないことなどを明確に示し、医師会費の支払が適切に行われるよう周知徹底を図る処置を講じた。

平成23年10月12日  
。病院政発第90号  
。病院経発第372号

厚生労働省健康局  
国立病院部